

J R 東海 労申第 23 号
2020 年 2 月 12 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「新型コロナウイルス」感染防止に関する追加申し入れ

標題について、航空会社やバス運行会社では会社の指示により従業員にマスクを着用させているところもある。不特定多数の旅客と接触するため従業員の感染対策と企業の危機管理のためと推察できる。

J R 東海でも、特に乗務員、駅係員は不特定多数の旅客に業務上接触しなければならず、様々な感染症に感染する恐れがある。合ってはならないことであるが、新幹線乗務員が一人でも新型コロナウイルス感染すれば、当該乗務員が所属する職場の社員は、上陸できないでいる大型客船の乗員・乗客のように、全員が隔離されるという事態になりかねない。

従って、社員の感染防止と企業の危機管理の観点から、乗務員、駅係員については会社の指示によりマスクを着用させて業務を行うこととすること。なお、マスクは会社が責任を持って確保し、配布すること。

以 上